平成２２年（フ）第５０号
愛媛県四国中央市上柏町722番地１
債務者　鈴木　正三
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５１号
愛媛県四国中央市上柏町722番地１
債務者　鈴木　智子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市船木甲4878番地の７
債務者　池田江梨香
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５９号
愛媛県新居浜市中西町８番26号
債務者　福田　直人
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６０号
愛媛県四国中央市妻鳥町新浜27－１　シティーコート鈴木３階Ａ号室、住民票上の住所愛媛県四国中央市上柏町1533番地４
債務者　松本　善彦
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２７号
愛媛県今治市桜井団地１丁目28番地９
債務者　鎌方　和美
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５１号
愛媛県松山市和泉南３―13―６　レオパレスいずみ104号室
債務者　清家　良昭
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５３号
愛媛県宇和島市三間町北増穂675番地２
債務者　藤田　泰三
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５６号
愛媛県宇和島市吉田町立間２番耕地539番地６
債務者　礒部　吉洋
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５７号
愛媛県宇和島市吉田町立間２番耕地539番地６
債務者　礒部　信代
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２５１号
高知市中秦泉寺205番地　ハイツ大柳Ｄ201
債務者　菅野　佐織
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５５号
高知市石立町37番地12
債務者　窪内　多津
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６２号
高知市薊野西町２丁目24番23ー８号　第３福徳ビル
債務者　吉村　加代
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６３号
高知市潮見台３丁目519番地
債務者　笹岡　真理
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７３号
高知市薊野西町３丁目23番５号
債務者　清水　賢治
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅４棟43号
債務者　鷹取　彩香
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県嘉麻市平山201番地
債務者　徳永　雅和
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部